

特定疾病療養受療証をお持ちの方へ

透析治療中の方など、特定疾病(高額な治療を長期間継続して行う必要がある、厚生労働大臣が指定する特定の疾病)については、医療費負担の軽減を図る特例制度があります。保険者(健康保険組合等)の認定を受けると「特定疾病療養受療証」が交付され、月の自己負担額を抑えることができます。申請方法についてはご加入の保険者へお問い合わせください。

1か月の窓口自己負担限度額(医療機関ごと※入院・通院別/調剤薬局ごと)	
右記以外の方	人工透析を要する70歳未満の所得区分ア・イの方
10,000円	20,000円



特定疾病に係る高額療養費支給申請について

病院と調剤薬局の合算額が、特定疾病療養受療証の自己負担額を超えた場合は、高額療養費の対象となります。ご加入の保険者へ都度申請をお願いします。

※ 高額療養費の返金額が確定後に、その金額を一部負担金から差し引いて、重度心身障害者医療費助成として支給いたします。決定通知のご提出まで、支給は保留となりますので、ご加入の保険者から決定通知が届きましたらお早めにご提出ください。

(例) 更生医療(5,000円/月)、特定疾病療養受療証(10,000円/月)の方

	一部負担金 (窓口自己負担額)	高額療養費(限度額を超えた分) ※医療機関ごとで按分します。	重度医療支給額
A医院	5,000円	5,000円	1,667円
B調剤薬局	10,000円		3,333円
			計 10,000円

※ 国民健康保険、後期高齢者医療保険へご加入中の方は、初回申請のみ必要です。二回目以降は、登録の口座に自動送金されます。

更生医療と高額療養費支給について

更生医療の病院と調剤薬局の総点数が合計7,000点を超えていて、他の医療機関でも医療に係る一部負担金が21,000円を超える支払いがあり、自己負担上限額を超えている場合は、高額療養費の対象になる可能性があります。ご加入の保険者へ都度申請をお願いします。

(例) 所得区分オ(35,400円/月)の方 [更生医療(5,000円/月)、特定疾病療養受療証(10,000円/月)]

	一部負担金 (窓口自己負担額)	高額療養費(限度額を超えた分) ※医療機関ごとで按分します。	重度医療支給額
A医院	5,000円	9,600円 (45,000-35,400)	1,067円
B調剤薬局	10,000円		2,133円
C医院	30,000円		6,400円
			計 35,400円

※ 国民健康保険、後期高齢者医療保険へご加入中の方は、初回申請のみ必要です。二回目以降は、登録の口座に自動送金されます。



【お問い合わせ】
 荒尾市 健康保険課 医療支援係(12)
 ☎0968-63-1420

※高額療養費の申請方法についてはご加入の保険者(健康保険組合等)へお問い合わせください。